

## 知多市専用水道施設等維持管理指導要領

### (目的)

第1条 この要領は、水道施設等の適正な維持管理について指導することにより、衛生的で安全な飲料水を確保することを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この要領の適用となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道に該当する水道施設（以下「専用水道施設」という。）
- (2) 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道の給水施設（以下「簡易専用水道施設」という。）
- (3) 水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道であって、前号以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道施設」という。）。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。
- (4) 水道法の適用を受けない施設であって、一般の需要に応じて水道により飲料水を供給している給水人口が100人以下の給水施設（以下「飲料水供給施設」という。）
- (5) 水道法の適用を受けない施設であって、井戸水、ゆう水等の自己水によって飲料水を供給する前号以外の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。）。ただし、建築物衛生法、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び食品衛生法（昭和22年法律第232号）等の適用を受ける施設の指導は当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。

### (実施方法)

第3条 各施設に対する指導については、次のとおり実施する。

#### (1) 専用水道施設

##### ア 指導回数

専用水道設置者の水道施設について、原則として、年1回実施する。なお、

前年度及び当該年度の指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある水道施設にあつては必要に応じ指導回数を増加して実施する。

#### イ 指導内容

専用水道施設等維持管理調査票（第1号様式）により、水道法に基づく維持管理について指導する。

#### ウ 指導台帳の作成

指導を効率的に行うため、専用水道施設等指導台帳（第2号様式）を作成する。なお、指導台帳の内容は、必要に応じ修正する。

### (2) 簡易専用水道施設

#### ア 施設の把握及び届出

水道事業者及び水道法第34条の2第2項で国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）と連携を図り簡易専用水道施設を把握するとともに、知多市建築物給水施設維持管理要領（以下、「維持管理要領」という。）に基づく届出を指導する。

#### イ 指導回数

指導は、次の施設に対し実施する。

- (ア) 簡易専用水道施設の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めた旨の連絡があつた施設
- (イ) 簡易専用水道施設の設置者から施設の管理の不備について報告があつた施設
- (ウ) 登録検査機関の検査を1年以内に受けていない施設
- (エ) 登録検査機関が助言した施設
- (オ) 水道事業者から通報があつた施設
- (カ) 新規届出施設等、市長が必要と認めた施設

#### ウ 指導内容

簡易専用水道等維持管理調査票（第3号様式）により、水道法及び維持管理要領に基づく維持管理等について指導する。

#### エ 施設台帳の作成

指導を効率的に行うため、簡易専用水道台帳（第4号様式）を作成する。

なお、記載内容は、必要に応じ修正する。

(3) 小規模貯水槽水道施設

ア 施設の把握

水道事業者と連携を図り、小規模貯水槽水道施設の把握に努める。

イ 指導回数

指導は、次の施設に対し実施する。

(ア) 小規模貯水槽水道施設の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めたとの連絡があった施設

(イ) 水道事業者から維持管理上の問題について通報があった施設

(ウ) 新規把握施設等、市長が必要と認めた施設

ウ 指導内容

簡易専用水道等維持管理調査票（第3号様式）により、維持管理要領に基づく維持管理等について指導する。

エ 施設名簿の作成

指導を効率的に行うため、小規模貯水槽水道施設名簿（第5号様式）を作成する。なお、記載内容は、必要に応じ修正する。

(4) 飲料水供給施設

ア 施設の把握

水道事業者と連携して、飲料水供給施設の把握に努める。

イ 指導回数

必要に応じ実施する。

ウ 指導内容

専用水道施設等維持管理調査票（第1号様式）により、知多市飲料水供給施設維持管理要領に基づく維持管理等について指導する。

エ 指導台帳の作成

指導を効率的に行うため、専用水道施設等指導台帳（第2号様式）を作成する。なお、指導台帳の内容は、必要に応じ修正する。

(5) 井戸等自己水施設

ア 施設の把握

水道事業者と連携して、井戸等自己水施設の把握に努める。

#### イ 指導回数

施設の把握時に併せて指導するとともに、必要に応じ実施する。

#### ウ 指導内容

井戸等自己水施設維持管理調査票（第6号様式）により、飲料井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）及び維持管理要領に基づく維持管理等について指導する。

また、水道事業の給水区域内の井戸等自己水施設に対しては、飲料水の水道への転換について指導する。

#### エ 井戸台帳の作成

指導を効率的に行うため、井戸台帳(第7号様式)を作成する。なお、井戸台帳の内容は、必要に応じ修正する。

#### （衛生指導）

第4条 貯水槽水道、飲用井戸等について、市民等から相談があった場合は、その衛生指導に努め、必要に応じ現場検査を行う。また、井戸水又は湧水等を不特定多数の者に飲用の目的で提供する者に対し、井戸等自己水施設に関する事項に準じた維持管理を指導する。

#### （改善指導）

第5条 水道施設等の指導の結果、維持管理について改善措置等を必要とする場合は、指導票（第10号様式）により、適切な指導を行う。

2 専用水道施設及び簡易専用水道施設の指導の結果、当該施設の維持管理の不適又は施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、水道施設・水質改善計画書（第8号様式）を提出するよう文書で指示し、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（第9号様式）を提出するよう指導する。

#### （水質管理）

第6条 水道施設の指導の結果、飲料水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合又は水道事業者等からその旨の通報があった場合は、直ちに当該施設の給水を停止するよう指導する。また、飲料水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等の措置を講じるよう指導する。

2 専用水道施設及び飲料水供給施設において、水質検査の結果、水質基準又は厚

生労働省通知等に定められている基準等に適合しない場合、並びに簡易専用水道施設の指導の結果、水質不良が判明した等の場合には、水道施設・水質改善計画書（第8号様式）を提出するよう文書で指示し、知多市専用水道水質検査等実施要領に基づき指導するとともに、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（第9号様式）を提出するよう指導する。

- 3 各種有害物質を原因とする地下水汚染により、周辺の井戸等自己水施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸等使用者に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。